

中土佐町老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱

令和2年5月19日
中土佐町告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、密集住宅地の延焼危険性及び倒壊危険性のある地域や生活環境等の安定向上が阻害されている地域及び避難路の沿線において、老朽住宅等の除却を行う者に対し、除却工事等に要する経費の一部を補助することにより、当該地域の住環境の整備改善及び地域の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「老朽住宅等」とは、別表第1に掲げる「住宅等の老朽度の測定基準」による評点が100以上となる老朽化した住宅及び建築物をいう。

(補助)

第3条 町は、正当な権限をもって、老朽住宅等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

- 2 前項の規定により補助する額は、別表第2に定める額にて交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別な事情により町長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- 5 除却工事等に当たる業者選定については町内業者であって、土木工事業、建築工事業のいずれかの許可を受けた者、又は解体工事業の登録を受けた者に限る。(以下「除却事業者」という。)
- 6 補助の対象となる住宅等は以下に掲げるものとする。
 - (1) 補助金交付申請時において使用していない老朽住宅等であること。
 - (2) 賃貸借権等がないこと。
 - (3) 倒壊や火災により周囲の住家や避難路に被害を及ぼす恐れのある老朽住宅等であること。
- 7 住宅以外の建築物を除却する場合には、事業終了後10年間は、跡地を地域の活性化に活用するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が認めた者については、この限りでない。

- (2) その者及びその世帯員が中土佐町税及び県税等を滞納していないこと。
- (3) 別表第3に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中土佐町老朽住宅等除却事業費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金 交付の決定をし、中土佐町老朽住宅等除却事業費交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を附することができる。

(事業内容及び補助金等の変更)

第7条 当該事業の交付決定を受けた者(以下「施行者」という。)が除却工事等について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、変更後その要する額に変更を生じる場合には、中土佐町老朽住宅等除却事業費補助金交付変更申請書(第3号様式)を提出して、その承認を受けなければならない。

3 町長は、補助金交付の変更を承認したときは、中土佐町老朽住宅等除却事業費補助金変更通知書(第2号様式)により変更申請者に通知するものとする。

(除却工事等の完了報告)

第8条 施行者は、除却工事等が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内に、除却工事等完了報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 施行者は、補助金の交付を受けようとするときには、補助金交付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

3 施行者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を除却事業者に委任する場合は、請求書に、請求及び受領委任状(第6号様式)を添付しなければならない。この場合において、前項中「施行者」とあるのは「除却事業者」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、施行者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。

- (2) 補助金の交付に関して、附された条件に違反したとき。
- (3) 工事等の施行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 施行者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、前条の各号の一に該当すると判明した場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則 (平成28年4月18日中土佐告示第63号)

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日中土佐告示第00号)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日中土佐告示第46号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日中土佐告示第42号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月19日中土佐告示第63号)

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

経過措置

この告示による改正後の中土佐町老朽住宅等除却事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。